**FBC深セン2023 ものづくり商談会in ITES**

**深圳国際工業製造技術及び設備展覧会**

**出展申込書**

（申込期限：2023年2月24日（金）、ブース埋まり次第終了致します）

 **申込日：　　　年　　月　　日**

**申込企業様の情報**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 会社名（中国語） |  | 会社本社名（英語） |  |
| 資本国籍 |  | 電話番号 |  | Fax |  |
| 所在地 |  | URL |  |
| **責任者氏名** |  | 性別 |  | 責任者職位 |  | 携帯番号 |  |
| E-mail |  |
| **担当者氏名** |  | 性別 |  | 担当者職位 |  | 携帯番号 |  |
| 1. mail
 |  |
| 経由 | * 大阪府　　　□　FNAシルバー以上会員　※会員期間は2023年4月1日以降
 |
| キャチコピー（中国語・英語）30文字以内 | 自社PRポイント（30文字以内）例：100% of the market share in the industry... etc.  |
| ガイドブック用会社紹介中国語・英語(200字以内) |  |
| 看板用調達品 (100字以内) | 中国語 |  |
| 英語 |  |
| 看板用販売品 (100字以内) | 中国語 |  |
| 英語 |  |

|  |
| --- |
| **ターゲットとなる企業の情報**(業種、企業名等)をご記入ください。※必ずしも商談がある事を保証するものではございません。 |
|  |
| **特記事項：**ご要望など、主催者に対するコメントをご記入ください。 |
|  |
| 当社は、｢FBC深セン2023 ものづくり商談会inITES深圳国際工業製造技術及び設備展覧会｣の出展募集要項の記載事項及び免責事項に同意の上、同展示会への出展を申込ます。　　　　　　　　　　　**代表者のご署名捺印又は社印**本商談会は主催者より審査あり、審査時間が3日間掛かります。審査結果により、出展できない可能性があります。改めてご了承の程よろしくお願いいたします。※審査通した場合は、商談会チーム側よりメールでお知らせ致します。メールが届かない場合は商談会チームまでにお問い合わせ頂くようにお願い致します。 |

《申込書送付先》　　※メールにてお送りください。商談会チーム 劉（Mr）（日本語可） TEL：021-3353-7915 Email：fbcgd@fna.cn

**出展料の支払**

**請求日：**

・出展申込書を受領頂き、出展審査が通った後、一週間以内商談会チームより請求書を発行致します。

**お支払締切日：**

・請求書発行30日以内にお支払い下さい。

**人民元でのお支払い：**

銀行名 ： 三菱日联銀行(中国)有限公司上海分行

口座番号 ： 404029-00000202304

名 義 ： 工场网信息科技（上海）有限公司

**出展申込の取消について**

出展申込書提出後の出展取消については、次の基準で解約料をお支払頂きます。※出展取消の連絡は主催者であるファクトリーネットワークチャイナに文書・メールにて届いた時点で有効となります。電話又は口頭での申入れは無効とさせて頂きます。

|  |  |
| --- | --- |
| **書面による解約通知を受領した日** | **解約料金** |
| 2023年2 月28日（火）まで | 出展料の50% |
| 2023年3月1日（水）～商談会当日 | 出展料の100% |

※既に料金をお支払い済みの場合、返金の際の送金手数料・振込手数料は出展者様にご負担いただきます。

※オプション料金はキャンセル時期に関わらず、料金の全額を頂戴致します。

**免責事項**

1.主催者は、その従業員の不法行為などによって招いた死亡または個人傷害を除き、出展者やその代理人、請負業者、従業員、あるいは出展者の展示品やその関係者の財産などの紛失・盗難における損害・損失については、主催者または従業員は一切の責任を負いません。

2.主催者は、本商談会での商談内容またはその成果について保証するものではありません。

3.出展者が法律に違反した場合、主催者、従業員または代理人が受けるすべての損害・損失について責任を持って賠償していただきます。また、出展者は自己またはその代理人の不注意その他によって生じた会場設備または商談会の建造物もしくは人身等に対する一切の損害について責任を負うものとします。

**出展権利の喪失**

1.下記の事項が一つでも発生した場合、主催者は事前に通知することなく出展者の出展権利を喪失させ、出展者の費用負担において即時にブースを閉鎖する権利を有します。

(a)出展者またはその代表者、代理人、請負業者、従業員が法律に違反した場合。

(b)第三者から差押・仮差押・仮処分を受け、もしくは競売の申立又は破産宣告の申立を受けるなど、支払い不能が明らかになった時。

(c)出展者の行為が商談会の性質と目的に一致しない場合または商談会で他の出展者及び第三者の権利を侵害すると主催者が判断した場合。

(d)出展者の行為が商談会の性質と目的に一致しないような商品等を展示し、またはこれを販売した場合。

(e)出展者が商談会開催時間中に撤収した場合。

2.商談会初日の開催時刻までに、出展者が通知無しにブースを利用していない場合は、出展者が出展申込みを取消したものと見なします。

3.本項1.または2.に基づき出展者の出展権利が喪失する場合でも、出展者は主催者に対し、支払われた金額の返済を要求しないものとします。

**展示会の取消**

主催者は自ら制御できない不可抗力の為、いつでも展示会の取消し、その性質の変更、規模の縮小、商談会の期間短縮または延長する権利を留保しますが、出展者に対しいかなる責任も負いません。そのような状況には商談会の開催が不可能または実行できないと主催者によって任意に判断された水害、台風、地震、火災、爆発、伝染病、旅行制限、戦争、テロ行為、通商禁止、訴訟手続きまたは政府規則が含まれますが、それらに限られません。また、本条項に基づき商談会の取消し、変更、縮小、短縮又は延長がなされたことを理由に、出展者が支払った金額の返済又は損失・損害について主催者に対しいかなる異議も申し立てることはできません。

**出展物の管理と免責**

主催者は、出展物の管理・保全について警備員を配置するなど事故防止に最善の注意を払いますが、天災、その他正当な不可抗力原因により生ずる損失または損害(盗難、紛失、火災、損傷等)について責任を負わないものとします。

**展示会開催時間中のブースの管理及び装飾について**

本商談会の秩序を保つため、商談会開催時間中出展者は標準ブース装飾の一部を出展社自身の判断で撤去する事はできません。事前に主催者とご相談ください。1社での複数ブースご利用の際は、標準ブース装飾はその数に準じますが、一部をご使用にならない場合でもご利用ブース数に準じた料金となります。

**規定の追加**

主催者は、商談会の円滑な運営のため、必要に応じて上述の記載内容を解釈、変更または訂正する権利、および条項を追加する権利を留保します。主催者による本規定および追加条項に対する解釈が最終的なものとなります。